

お知らせ

14日、中国は台湾を包囲した軍事演習を実施した。台湾有事の可能性を高める行為であり、その準備を着々と進めているものと推察する。いつか演習と称し軍事侵攻にそのまま移行する事態は否定できない。さて、仮定の話であるが今回中国と台湾が戦闘状態に陥っていたら衆議院解散中の我が国政府はどう対応したでしょうか？



【自衛隊法第七十六条(防衛出動)

内閣総理大臣は、次に掲げる事態(割愛)に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。この場合においては、**①武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)第九条の定めるところにより、②国会の承認を得なければならない。** **①**は対処方針の項目を明確にしたものである。現在衆議院は解散中(参議院は同時に閉会)であり、**②**の国会承認は【憲法第54条「内閣は、国に緊急の必要があるときは、**③参議院の緊急集会をを求めることができる。**】で対応することとなる。昨年6月、衆議院憲法審査会では主に**③**緊急集会について議論がなされている。その資料が下である。

[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/shukenshi102.pdf/\\$File/shukenshi102.pdf](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/shukenshi102.pdf/$File/shukenshi102.pdf)

緊急集会は過去2回、予算絡みで開会されたことはあるが、国家の非常事態において開かれたことはない。つまり非常事態において集会の経験がないということである。

今回(衆議院解散)の中で、参議院議員の先生方も緊急集会について考えを巡らせ方がいたとは思いますが、体制をとることと機能することは別物であり、我が国存続の根本である国防について更なる研鑽を期待するのは私だけではないと思う。

1 山口縣護國神社・陸軍墓地の秋の清掃について

日時：10/26(土)09:00～ 集合場所：護國神社駐車場

奮ってご参加ご協力をお願いいたします。少雨決行です。参加可能な方は10/23(水)までに、支部長又は事務局までご回答頂けると幸いです。

備考：護國神社秋季慰霊大祭 11/3(日・祝)

(裏面へ続く)

2 山口市建国記念の日奉祝大会について

例年 2/11(祝)に実施される「山口市建国記念の日奉祝大会」は、「日の丸行進」及び「式典」を実施する方向で進んでいます。ご協力よろしくお願いいたします。

尚、「#1 準備会議」を下記のとおり実施します。役員はご参加宜しく願います。

日時：11/9(土) 10:00～ 場所：仁壁神社神楽殿(三の宮)

3 叙勲について

(1) 第 43 回危険業務従事者叙勲受賞者(山口市)は下記のとおりです。

瑞双 江本 明 様 (野田)

瑞単 松本 寿憲 様 (大内小京都)

(2) 叙勲祝賀会の開催

下記のとおり祝賀会を開催します。令和 6 年春・秋の受章者をご案内予定です。また趣旨の半分は忘年会でもあります。堅苦しい場ではありません。奮ってのご参加よろしくお願いいたします。

日時：11/30(土) 18:00～20:00 (受付：17:15～)

場所：KKR あさくら

会費：¥6,000

参加可能な方は 11/27(水)までに、京村(090-4145-9840)までご連絡ください。

4 令和 7 年靖国神社カレンダーについて

申込期限：令和 6 年 11 月 20 日 (水) 1 部：¥700-

申込は下記まで

※ チラシは配布済です。

5 栄典制度について

死亡叙勲は 30 日以内に閣議決定・裁可の手続を完了させるよう制限が課せられています。したがって部隊に速やかに(1 週間以内)に通報し、手続きに着手する必要があります。ご逝去を知り得た会員及び**ご家族**の速やかな一報をお待ちしております。

隊友会山口支部長 重弘 基宣

山口支部事務局長 中嶋 祥晃

※ 訃報等の情報は速やかに支部長等にご連絡ください。

※ 不在時は留守電に「氏名・用件等」をいれておいてくださると幸いです。

「山口県隊友会」ホームページ QR コード

